



立教大学

立教税理士会寄附講座 企画講座3「租税と税理士制度」

平成30年10月8日 第3回

給与所得と事業所得  
～そして法人化！？～

担当：公認会計士・税理士 二瓶 豊

# もくじ

---

1. 自己紹介
2. 受験について
3. これまでの働き方
4. 収入と所得と所得控除
5. 給与所得と事業所得
6. 所得税率と法人税率
7. 法人化！？
8. 参考資料

# 1. 自己紹介

---

- 1994年 立教高等学校 卒業
- 1998年 立教大学法学部法学科 卒業
- 1998年 株式会社丸井 入社
- 2001年 株式会社丸井 退社
- 2004年 旧公認会計士2次試験 合格
- 2004年 二瓶会計事務所 開設
- 2015年 公認会計士登録・税理士登録

## 2. 受験について

---

TAC公認会計士講座の2年コースでスタート

1年目 余裕

2年目 過年度受験生と合流して焦る

⇒短答式本試験不合格

3年目 機械になる※

⇒日商簿記1級、短答式、論文式本試験合格

※精神的挫折の予防

## 3. これまでの働き方

---

1～3年

経理コンサルタント業務（個人事業）

給与ではないので、自分で価格を決める

4～7年 経理コンサルタントに加え

TAC税理士講座簿記論講師

上場企業の連結決算業務支援

8年～

株式会社の設立

会計事務所の拡大

# 4. 収入と所得と所得控除

## 収入

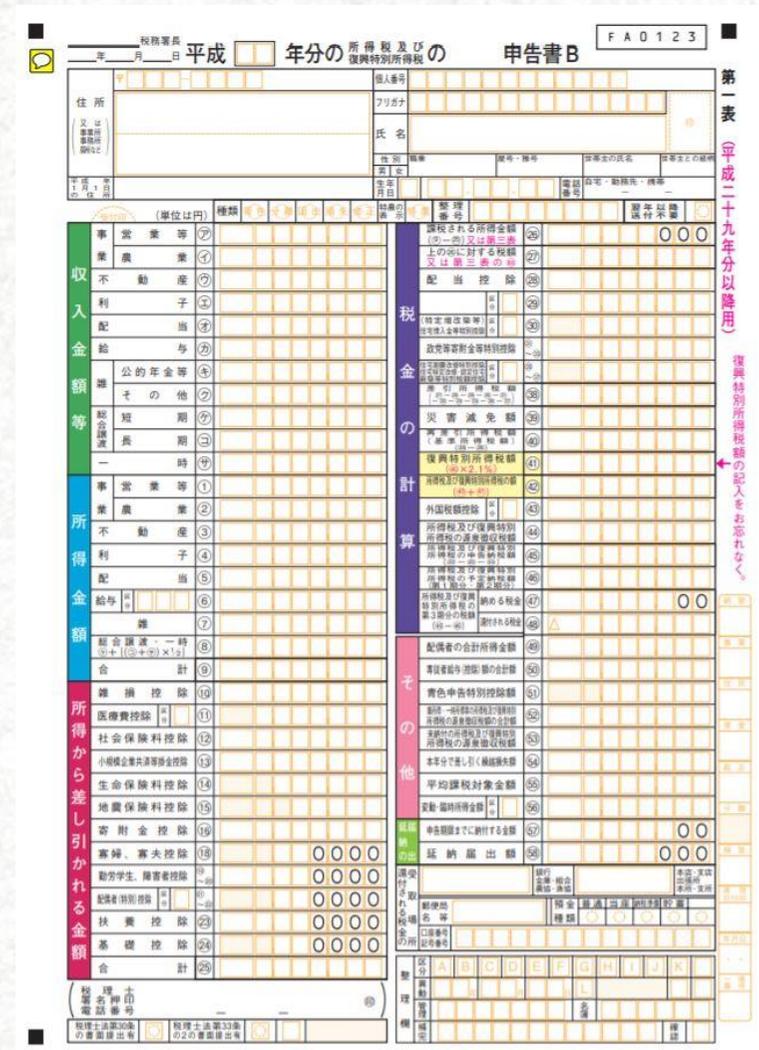
給与 ⇒ 額面  
事業 ⇒ 売上

## 所得 (経費等を収入からマイナス)

給与 ⇒ 給与所得控除後  
事業 ⇒ 利益

## 所得控除

社会保険料、寄付(ふるさと納税)、基礎控除



申告書B (FA0123)

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

収入金額等 (単位は円)

事業等①	業②	不動産③	利子④	配当⑤	雑⑥	合計⑦
給与⑧	業⑨	不動産⑩	利子⑪	配当⑫	雑⑬	合計⑭
所得控除⑮	医療費⑯	社会保険⑰	生命保険⑱	地産保⑲	寄附金⑳	寄附金㉑
勤労学生⑳	配偶者㉒	扶養㉓	基礎㉔	合計㉕		

税の計算

課税される所得金額①	上記の率に対する税額②	配当控除③	復興特別所得税④	外国税控除⑤	所得税及び復興特別所得税の算出額⑥	納める税金⑦
配当者の会計所得金額⑧	専従者給与⑨	青色申告特別控除額⑩	基礎控除⑪	平均課税対象金額⑫	平均課税対象金額⑬	平均課税対象金額⑭
延納額⑮	延納額⑯	延納額⑰	延納額⑱	延納額⑲	延納額⑳	延納額㉑

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

# 5. 給与所得と事業所得

年間480万円の経理コンサルタント業務

## 1. 給与所得の場合

収入480万円－給与所得控除150万円＝所得330万円

収入金額×20%+540,000円

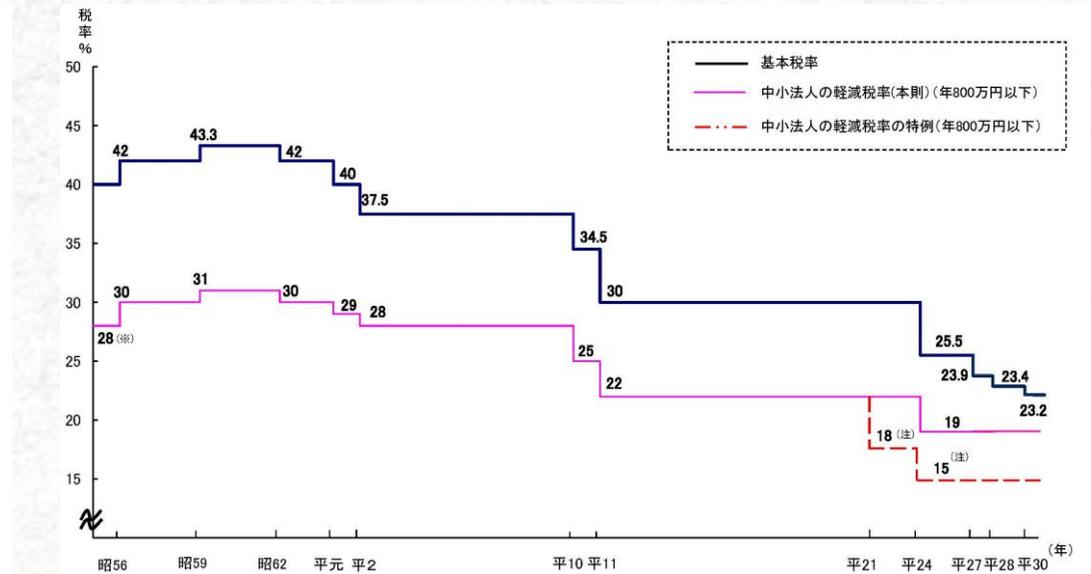
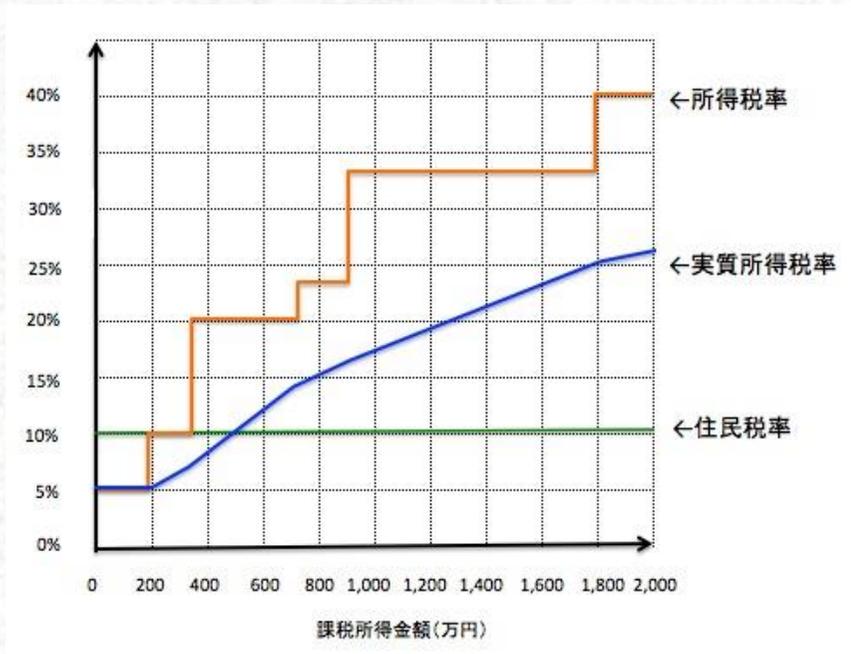
## 2. 事業所得の場合

収入480万円－経費85万円－青色申告控除65万円＝所得330万円

事業所得の場合、同じ所得とすると、手取りが85万円少ない！  
経費として差し引くことが出来る範囲によって損得が変わる。

Ex. サラリーマンが購入するPCと個人事業主が購入するPC

# 6. 所得税率と法人税率



所得税率 超過累進課税 最高45%(所得4,000万円～)

法人税率 一定税率 実効税率25.89%～33.58%

個人で20%の税率を超えると、住民税の10%と合わせて30%の税率となるので、法人税の方が小さくなる。

# 7. 法人化！？

年間利益5,000万円の経理コンサルタント業務

## 1. 事業所得の場合

利益5,000万円－青色申告控除65万円＝所得4,935万円

所得4,935万円 × 55%－479.6万円＝税額2,234万円

## 2. 法人の場合

利益5,000万円 × 33.58%＝税額1,679万円

## 3. 法人の活用 給与として1,000万円支給

(法人利益5,000万円－給与1,000万円) × 33.58%＝1,343万円

給与収入1,000万円－給与所得控除220万円＝所得780万円

所得780万円 × 33%－63.6万円＝193.8万円 合計1,536.8万円

給与所得控除によって所得が小さくなっている

個人の実質所得税率は25%未満となり法人税より小さい

# 8. 参考資料

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,800,000円以下		収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超		2,200,000円(上限)

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

(注) 例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税額は次のようになります。

$$700万円 \times 0.23 - 63万6千円 = 97万4千円$$